

(イ) 理由、會計は労働組合の心臓にして其の健全なる否は直に該団体なる組合全般の活動に重大なる影響を及ぼす故に之れが最も重要なる制度組織的なる監督方法とを以て現在より層一層其の健全を計るべきである。

決議

- 一、総同盟本部並に所屬全組合は少く共全入りの割以上を資本金として積立すべきことを要す、但し危急存亡の場合にあらざれば除外せざるものとし。
- 二、総同盟本部は組合員手帳を發行し各組合員を組合員として同時に交附す(従つて入會金は其價格だけ値上げする事を要す)。
- 三、総同盟本部は組合費収入切手を發行し地方同盟又は組合松込教士より其印手を交附す、組合本部は同じく之を支部に、支部は各組合員に發費の徴収と引換に之を交附し組合員は之を各自の組合員手帳に貼す。
- 四、支部會計検査役又は會計助手は、其組合員の手帳を檢閲し貼せり切手に消印を捺すことを要す。(但し組合間には切手賣買等、不正を防止する爲)

総同盟本部は會計様式を一一定し各組合に交付すべし、其簿カード類は數年一回改訂し、合には直ちに之を交附し其後には変更を供し得ず、但し便宜上地方同盟又は聯合に之を依屬することを得。

監督組織

- 一、総同盟本部會計は所屬全組合並に地方聯合体の諸會計に対し隨時檢閲し得るの権限を有す、総同盟本部會計監督役の権限又同じ。
- 二、地方同盟並に聯合の會計は其加盟各組合の會計を、其年二回以上召集し會計會議を開き相互に會計狀態の報告と審査とを爲すの権限並に義務を有し、同時に之を総同盟本部會計に報告するものとす。
- 三、組合本部の會計は、其所屬支部の會計を少く共年一回以上召集し、會計會議を開き相互に會計狀態の報告と審査とを爲すの権限並に義務を有す、但し遠隔の地方支部に対しては其支部の便宜なる地方聯合体の會計會議に出席せしめ其狀態を報告せしむるものとす。
- 四、以上の各會計會議には均等なる各會計監督役は隨時出席し、若し不正ありと認めらる時は直ちに該同盟本部に報告すると共に適當なる並後処置を爲すものとす。
- 五、総同盟本部會計は各組合体各組合本部に適當なる會計報告様式を指示し